

(7) ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため改正されます。

○未婚のひとり親に対するひとり親控除の創設

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子※（総所得金額等が48万円以下）を有する合計所得金額500万円以下の単身者の要件に当てはまる場合、申告等を行うことで控除額**30万円**が適用されます。

※生計を一にする子…他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者は除きます。

○寡婦（寡夫）控除の見直し

上記のひとり親控除に該当しない場合、引き続き**寡婦控除**として控除額**26万円**が適用され、子以外の扶養親族を持つ寡婦について所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられました。なお、現行の寡婦控除の特別加算及び寡夫控除は廃止されます。

（注意）ひとり親控除、寡婦控除のいずれかについても、住民票の続柄に「夫（未届）・妻（未届）」の記載がある者は対象外とされます。

改正前

女性の場合				男性の場合	
一般の寡婦			特別の寡婦	寡夫	
死別した方		離婚した方	死亡または離婚した方		
本人の合計所得金額が500万円以下	生計を一にする子が扶養親族がいる	生計を一にする子が扶養親族がいる	扶養親族である子がいるかつ本人の合計所得金額が500万円以下	生計を一にする子がいるかつ本人の合計所得金額が500万円以下	
26万円 (27万円)		30万円 (35万円)		26万円 (27万円)	

改正後

女性の場合			性別不問	
本人の合計所得金額が500万円以下				
寡婦			ひとり親 (婚姻歴不問)	
死別した方		離婚した方		
生計を一にする子以外の扶養親族がいる	扶養親族がない	生計を一にする子以外の扶養親族がいる	生計を一にする子がいる	
26万円 (27万円)			30万円 (35万円)	

控除額

※生計を一にする子：総所得金額等が48万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方に限られます。※死別（または離婚）した方：死別（または離婚）後に婚姻していない方に限られます。※控除額の（ ）内は、所得税の控除額です。